

ボン気候変動会議ハイライト 2019年6月17日月曜日

ボン気候変動会議は、月曜日に開始された。実施に関する補助機関(SBI)及び科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の会合が開会し、合同会合では締約国のステートメントが発表された。ジェンダー農業に関するコロナビア共同作業のワークショップ及びジェンダーに関するワークショップも開催され、コンタクトグループ及び非公式協議も始まり、パリ協定に関する手法論問題が話し合われた。

SBI

SBI議長のEmmanuel Dlamini (eSwatini)は、会合の開会を宣言、さらなる野心と実施の強化がモットーだと発表した。

組織上の問題:締約国は、非附属書I締約国の国別報告書に記載される情報という議題項目を保留した上で、議題書(FCCC/SBI/2019/1)を採択した。SBI議長のDlaminiは、義務化されたイベントの概要を紹介し、どの国が多国間評価及び意見交換推進に参加する予定かを報告した。

議長以外の役員の選出:SBIは、SBI報告官にAyşin Turpanci (トルコ)を選出した。SBI議長のDlaminiは、Turpanci報告官及びSBI副議長のNaser Moghaddasi (イラン)はパリ協定締約国の出身ではないと指摘した。SBIは、追加の副議長にYeonachul Yoo (韓国)、追加の報告官にConstantinos Cartalis (ギリシャ)というパリ協定締約国出身者を選出した。

附属書I締約国の報告:第7回国別報告書及び第3回隔年報告書の提出及びレビューの状況:SBIは、この情報に留意した。

国際的評価及びレビューのモダリティ並びに手順の改定:SBIは、パリ協定の透明性枠組のモダリティ、手順、及びガイドライン(MPGs)が、IARのモダリティ及び手順より優位にあると指摘した。

非附属書I締約国の報告:資金及び技術支援の供与:GEFは、次を含めるGEFの活動に焦点を当てた:国別報告書及び隔年更新報告書の作成に利用可能な資金;国別適応計画(NAPs)に

関するプログラムへの世界的な支援;透明性に関するキャンペーンビルディングイニシアティブ、これにはGEF信託基金から資金が配分される。締約国は、非公式協議の開催で合意した。

国際的協議及び分析のモダリティ及びガイドラインの改定:SBIは、これらのモダリティ及びガイドラインよりもパリ協定透明性枠組のMPGsが優位にあると指摘した。

京都議定書メカニズム関係の問題:クリーン開発メカニズム(CDM)執行理事会の決定に対する上訴の手順、メカニズム、制度アレンジ:SBIは、この項目の審議をSBI 52まで延期することで合意した。

後発開発途上国(LDCs)関係の問題:LDC専門家グループ(LEG)議長のHana Hamadalla Mohamed (スーダン)は、LEGの活動に関し報告した。同議長は、NAPsの統合枠組の開発及び試験に焦点を当て、NAPの策定で障壁に直面している国に的を絞った支援にも注目した。締約国は非公式協議の開催で合意した。

条約、京都議定書、パリ協定で役割を果たす対応措置実施の影響に関するフォーラムに關係する問題:対応措置実施の影響に関するカトヴィツェ専門家委員会(KCI)共同議長のBirgit Aru (エストニア)は、同委員会が最初の会合で作業計画を策定したと報告した。

事務管理上、資金上、制度上の問題:UNFCCC事務局次長のOvais Sarmadは、2020-2021年の2年間プログラム予算、事務局の機能及び運営のレビュー、その他の資金問題について報告し、締約国寄付金の未払いが喫緊の問題であると指摘した。締約国は予算コンタクトグループの開催で合意した。

その他の資金問題及び予算問題:国連監査理事会は、2017年の決算書及び2018年の決算書案について報告し、寄付金の未払い、長期従業員給付金債務、遵守の問題を指摘した。締約国は、予算コンタクトグループでのこの項目の審議で合意した。

年次報告:SBIは、2018年の第2回年次報告及びそのサマリー(FCCC/SBI/2019/8)に留意した。

本部契約の実施: SBIは、Nicole Wilke (ドイツ)のプレゼンテーションで、施設建設の最新情報を聴いた。

次の項目は非公式協議に委ねられた:

附属書I締約国の報告及びそのレビュー: 附属書I締約国の第2回及び第3回隔年報告書のとりまとめ及び統合: 附属書I締約国提出の1990年-2016年国別温室効果ガス(GHG)インベントリデータに関する報告書: 「附属書I締約国の国別報告書作成のためのガイドライン、第II部: 国別報告書に関するUNFCCC報告ガイドライン」の改定;

- ・ 非附属書I締約国の報告; 専門家諮問グループの委任条件; 非附属書I締約国の隔年更新報告書の技術分析に関するサマリー報告書;
- ・ 国家決定貢献(NDCs)の共通時間枠;
- ・ CDMのモダリティ及び手順のレビュー;
- ・ 条約の下での長期世界目標の次回定期レビューの範囲、及び目標達成に向けた全体の進捗状況の次回定期レビューの範囲;
- ・ 農業に関するコロニビア共同作業;
- ・ 気候変動の影響に伴う損失と損害のワルシャワ国際メカニズム(WIM)のレビューに関する委任条件;
- ・ 技術移転に関するポズナニ戦略プログラム;
- ・ 適応基金に関する問題: 適応基金理事会のメンバーシップ;
- ・ 開発途上国のキャパシティビルディングに関する問題;
- ・ 条約第6条に関するドーハ作業計画のレビューの委任条件;
- ・ ジェンダーと気候変動。

SBIは次の議題項目をコンタクトグループに委ねた:

- ・ 条約、京都議定書、パリ協定で役割を果たす対応措置の実施の影響に関するフォーラム関係の問題;
- ・ 政府間会合のアレンジ。

SBSTA

SBSTA議長のPaul Watkinson (フランス)は、CO₂濃度の上昇を示すキーリング曲線(Keeling Curve)の像を指し示し、更なる行動の必要性を強調した。

組織上の問題: 議長のWatkinsonは、IPCCの1.5°C特別報告書に関し、本会合での議論の実質的な成果に予断を加えることなく、これを審議するとした非公式協議での合意を指摘した。締約国は、議題書及び作業構成書を採択した。議長のWatkinsonは、本会合における義務化されたイベント及び特別イベントの概要を紹介した。

対応措置の実施の影響に関するフォーラムに関する問題: KCI共同議長のAlbara Tawfiq (サウジアラビア)は、その第1回会議について報告、SBSTAはSBIと合同で開催されるべきコンタクトグループを設置した。

京都議定書メカニズムに関する問題: クリーン開発メカニズム(CDM)執行理事会の決定に対する上訴の手順、メカニズム、制度アレンジ: SBIは、この項目の審議をSBI 52まで延期することで合意した。

パリ協定の下での手法論問題: SBSTAは、この議題項目の全小項目をまとめてコンタクトグループで審議することで合意した。

パリ協定第6条(協力的手法)に関する問題: SBSTAは、3つの小項目をまとめてコンタクトグループで審議することで合意した。

他の国際機関との協力: 議長のWatkinsonは、協力活動の情報共有を目的とする事務局の報告書、並びに6月18日火曜日のインターエージェンシー活動に関する特別イベントを指摘した。

次の項目は協議に回された:

- ・ 影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画;
- ・ WIMの2019年レビューの委任条件;
- ・ 農業に関するコロニビア共同作業;
- ・ 科学及びレビューに関する問題: 条約の下での長期世界目標の次回定期レビューの範囲、及び目標達成に向けた全体の進捗状況の次回定期レビューの範囲; 研究及び組織的観測; 1.5°Cの地球温暖化に関するIPCC特別報告書;
- ・ 附属書I締約国のGHGインベントリの技術レビューに向けたレビュー専門家の訓練プログラム。

SBSTA議長のWatkinsonは、その後、国際機関に対し、ステートメント発表を求めた。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2019年は「多忙な一年」になると指摘、この中には各国が自国のGHG排出量及び除去量を推計するために用いる手法論のガイドライン改定、及び2つの特別報告書の作成が含まれると指摘した。

世界気象機関(WMO)は、2018年の記録的な温暖化、GHGsの上昇傾向継続、海面上昇率の増加を示す、最近の成果を報告した。

世界気候研究プログラムは、気候の研究と残されている課題の調整努力で達成された進展に焦点を当てた、この中には、非常時対応計画を強化するためモニタリング能力を強化し、極端な現象の予報を改善する必要性が含まれた。

地球気候観測システム(GCOS)は、地域及び運営委員会の会合について報告し、気候の変動要素の影響に関する陸上観測のタスクチームで、特に陸上生物圏の分布及び季節変動で観測された変化を議論するチームなど、タスクチームについても報告した。

政府間海洋学委員会(IOC)は、海洋に特化した研究ダイアログのテーマを歓迎し、海洋及びカーボンの研究に関するIOCのプラットフォームに焦点を当てた。

応酬気象衛星開発機構 (EUROPEAN ORGANISATION FOR THE EXPLOITATION OF METEOROLOGICAL SATELLITES (EUMETSAT)) は、宇宙機関がSBSTAの作業を支援できる方法を説明、この中には、基本的な気候の変動要素を宇宙から観測したデータのウェブ上のインベントリによるものも含まれる。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (INTERGOVERNMENTAL SCIENCE-POLICY PLATFORM ON BIODIVERSITY AND ECOSYSTEM SERVICES (IPBES)) は、2019年グローバル評価の結果を報告、この中にはバイオエネルギーの大規模な展開が生息地を変化させ、このため生物多様性に対する脅威となることが含まれる。

国連海洋機構 (UN-OCEANS) は、地球温暖化及び海面上昇の影響が一層顕著になっていると強調し、2021年に始まる国連海洋科学の10年は、知識を向上し、政策に情報を提供し、解決策を見出すための重要なプラットフォームになるとして注目した。

国際海事機関は、船舶からのGHG排出量削減戦略を進める行動について報告した、この中には船舶のエネルギー効率に關係する規則の改定も含まれる。

農業に関するコロニビア共同作業のワークショップ: 農業に関するコロニビア共同作業 (KJWA) の第2回ワークショップは、Milagros Sandoval (ペルー) 及び Heikki Granholm (フィンランド) を共同進行役として開催され、適応、適応の共同便益、回復力 (resilience) の評価方法及び手法の審議が開始された。

国連食糧農業機関 (FAO) は、食糧安全保障を確保するための適応アプローチの実施及び測定では一貫性及び不変性が必要であると強調した。同代表は、KJWAに関するFAOの作業の内容を説明したが、この中には地方及び国内で利用できる適応指標の開発が含まれた。

適応委員会は、適応に関する同委員会のモニタリング及び評価実施手法の概要を説明し、国別適応枠組との相互作用についても説明、全体の進捗状況を評価するため国レベルの適応評価を収集する上での課題を強調した。

LEGIは、NAPsと持続可能な開発目標 (SDGs) とをリンク付けする努力について説明した。

世界銀行は、適応の実施方法では「完璧であろうとして良いことの敵になる (letting the perfect be the enemy of the good)」ことに警告し、農業の概念における気候リスクの評価及び適応共同便益や回復力の測定を行う手法論について説明した。

質疑応答で、参加者は、食糧安全保障と気候変動への耐性に関する意見交換を行った。その後、数か国がそれぞれの努力についてプレゼンテーションを行った。

パリ協定の下での手法論問題: 共同議長 の Helen Plume (ニュージーランド) がコンタクトグループの開会を宣言した。

G-77/中国は、開発途上国に余計な負担をかけないこと、キャパシティビルディングの重要性を認識することという2つの原則を指摘、これらは手法論問題の作業に情報を提供すると述べた。

EIGは、AOSISと共に、カトヴィチェで採択されたMPGsを共通の報告文書に「忠実に (faithful)」写しこむよう求めた。

ブラジルは、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイを代表して発言し、AILACと共に、自己決定の柔軟性条項の重要性、この問題に関しSBSTAを横断してリンクづけすることの重要性を強調した。

EUは、指針となる原則を尊重するよう促した。米国、オーストラリア、日本は、現在の経験に基づく策定を促した。アラブグループは、枠組及び基本原則の議論を求めた。

アフリカグループは、報告作成の過渡期プロセスを求めた。

多数の締約国は、比較可能な情報、MPGsの範囲内で多様性を持たした法的義務、再交渉を回避する必要性が重要であると強調した。

締約国は、この議題項目における小項目の審議を、非公式協議で行い、共同議長がその権限の下、進捗状況を把握するノン・ペーパーを作成することで合意した。

開会ステートメント

パレスチナは、G-77/中国の立場で発言し、適応支援を募ることが重要だと強調し、緑の気候基金 (GCF) の補てんなど実施手段に関する進展を求めた。同代表は、特に次の項目における進展を促した：第6条、技術移転、キャパシティビルディング、共通時間枠。

スイスは、環境十全性グループ (EIG) の立場で発言し、確固とした規則を設定し、二重計算を回避し、第6条における環境十全性を確保する必要があると強調した。同代表は、共通時間枠はCOP 25において合意されるべきだと述べ、適応基金の理事会のメンバーシップ及び予算の議論に焦点を当てた。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場で発言し、信頼できる市場は投資を呼び込むと強調し、パリ協定のマンデートに沿い、第6条の審議を進め、COP 25の決定書の主要要素に焦点を当てるよう求めた。

EUは、特に、2020年までに1千億米ドルの資金目標の全体的な動員、及び非締約国利害関係者及び若者世代の参画への支持を表明した。

イランは、有志開発途上国 (LMDCs) の立場で発言し、全ての作業分野において共通するが差異のある責任 (CBDR) の原則を反映させ、適応と緩和を同等に扱うよう求めた。同代表は、共通時間枠での柔軟性を求めたほか、NDCのタイプに基づく第6条への参加制限をなくすよう求めた。

ベリーズは、小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言し、COP 24で達成された合意を再交渉することなく、透明性枠組関係の審議を終了させるよう促し、WIMのレビューに関する確固とした委任条件の策定を求めた。

エジプトは、アフリカグループの立場で発言し、提供された支援について、現実をチェック(reality check)する必要があると述べ、議題項目での適応の欠如に懸念を表明した。同代表は、COPはWIMに対する権限を有するべきだと述べた。

ブータンは、LDCsの立場で発言し、WIMはCOP及びCMAの両方の下とすべきだと述べ、第6条の下での市場に関する確固とした規則を求めた。同代表は、LDCs関係問題の進捗が限定的であるとして、懸念を表明した。

サウジアラビアは、アラブグループの立場で発言し、社会経済への負の影響を回避する対応措置を求めた。同代表は、全ての締約国は選択すれば協力的手法に参加できるようにすべきだと述べ、第6条はNDCsのボトムアップな特性を反映すべきだと述べた。

コスタリカは、独立中南米カリビアン諸国連合(AILAC)の立場で発言し、共通時間枠、次回定期レビューの範囲、WIMレビューにおける具体的な成果を求めた。

コンゴ民主共和国は、熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+の窓口会議など、REDD+プロセスを実施し、推進する必要性に注目を求めた。

適応及び透明性メカニズムの実施に目を向けるよう求めたブラジルは、ブラジル、南アフリカ、インド、中国(BASIC)の立場で発言し、CBDRIに注目し、先進国は資金フローの「先頭に立つ(take the lead)」べきと強調した。

ベネズエラは、米州ボリバル同盟(ALBA)の立場で発言し、「差別なし(without discrimination)」の資金フロー拡大を求めた。

アルゼンチンは、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジルを代表して発言し、十分な資金源及び技術の不足が開発途上国での気候行動を妨げているとするIPCCの結論に注目した。同代表は、GCFの資金補てんは多額のものにすべきだと強調した。

中国は、第6条の実質的な交渉に移る必要があると強調し予算状況を指摘した。

ウクライナは、ロシアの国別報告書にクリミアの排出量及び他のデータが含まれているとして異議を唱え、これを削除するよう求めた。ロシアは、国の領土内の情報を提供するという義務を果たしたと述べた。米国とカナダは、ロシアによるクリミアの「不法な併合(illegal annexation)」を拒否した。

気候行動ネットワークは、損失と損害への適切な対応、さらには最も脆弱なコミュニティのニーズに応えるための追加の資金ストリームを求めた。

気候正義ナウ!は、化石燃料ロビーストによる妨害を防ぐため、利益相談政策を採用するよう促した。

農業従事者(FARMERS)は、農業部門の転換には資金の規模拡大、イノベーション及び技術移転、女性及び将来の農業従事者の暮らしを中心に据える必要があると強調した。

先住民組織(INDIGENOUS PEOPLES' ORGANIZATIONS)は、世界中では20億ヘクタールの土地が気候変動のため劣化しているという発見事項に注目し、特に先住民の土地に与える影響を強調した。

地方政府及び当局(LOCAL GOVERNMENTS AND MUNICIPAL AUTHORITIES)は、早期段階のプロジェクトを可能にし、能力を構築するメカニズムを求め、適応及びe-交通への注目を求めた。

研究及び独立(RESEARCH AND INDEPENDENT)NGOsは、締約国に対し、UNFCCCにおける科学の役割を強化する形で、IPCCの報告書を検討するよう促した。

女性及びジェンダー(WOMEN AND GENDER)は、ジェンダーに対応し、人々を中心とし、世代間の正義を高めるような行動を求めた。

ビジネス及び産業(BUSINESS AND INDUSTRY)NGOsは、強力で一貫性のある長期の政策、及び必要な投資の流れを生むための第6条での顕著な進展が必要だと強調した。

若者(YOUTH)NGOsは、全ての締約国が5年の時間枠を有し、利益相反政策を行うという大胆な行動を求めた。

廊下にて

太陽光と温かさを感じて世界会議場に入場した参加者は、緊急性や緊張感のある議論に直面した。SBSTAは、1.5°Cの地球温暖化に関するIPCC特別報告書の審議に規則16は適用しない、さらにはこの報告書の審議は必ずしも実質的な成果に結びつくものではないという、「紳士的な合意(gentlemen's agreement)」により、議題書をめぐり意見対立や作業の遅れを避けられた。数名の参加者は、パリ協定第6条の運用ガイダンスに関する交渉には相当な作業が含まれ、COP 25という期限までの交渉時間が限られており、無駄な時間を費やす余裕はないという危機意識を表明した。

この日一日中、多数のものが「現実性のチェック(reality checks)」を口にした、このことは午前中のSBSTAプレナリーで見られたキーリング曲線のカーボン濃度の急上昇、現在のNDCの野心では将来3度上昇となること、さらには気候変動に対するGEFの資金分配の減少でも聞かれた。多くのものにとり、今後の議論は緊急性が高く複雑であることを考えると、この会議が成功するかどうかは、おそらく、一定数の明確なオプションを確保できるかどうかにかかっていると言える。